

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について〈ポイント〉

令和2年（2020年）1月

1 具体的対応方針の再検証等について

(1) 基本的な考え方

各都道府県は、再検証対象医療機関※に対し、各構想区域における地域医療構想調整会議で合意された当該公立・公的医療機関等の具体的対応方針が、真に地域医療構想の実現に沿ったものとなっているか再検討の上、地域医療構想調整会議において改めて協議し、合意を得るよう求める。

※「診療実績が特に少ない」9領域全てに該当又は「類似かつ近接」6領域全てに該当している公立・公的医療機関等

(2) 再検証対象医療機関の具体的対応方針の再検証について

都道府県から要請を受けた再検証対象医療機関は、以下①～③について検討を行い、その結果を反映した具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において、再検証を経た上で合意を得ること。

- ① 現在の地域における急性期機能や、将来の人口推移とそれに伴う医療需要の変化等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、2025年を見据えた自医療機関の役割
- ② 分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止等）
- ③ ①②を踏まえた機能別の病床数の変動

(3) 構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証について

構想区域全体における、領域（今般分析対象とした6領域を必ず含むものとし、必要に応じて他の領域を含めるものとする）ごとの2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む）について検討し、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議すること。

(4) 一部の領域において「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」の要件に該当した公立・公的医療機関等への対応

該当公立・公的医療機関等は地域医療構想調整会議において改めて議論すること。この際、当該医療機関のうち、2019年3月末までに策定し、合意された具体的対応方針が、第7次医療計画における役割及び平成29年度病床機能報告上の病床数からの変更を伴っていない医療機関等については、構想区域の他の医療機関の診療実績や医療需要の推移等を踏まえ、当該医療機関の具体的対応方針の妥当性について改めて確認するなどし、引き続き議論を進めること。

(5) 平成 29 年度病床機能報告における未報告医療機関等への対応

山口県該当なしのため省略

2 具体的対応方針の再検証等の期限及び議論の状況把握について

今後、厚生労働省において随時状況の把握を行うことを想定。

当面、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進める。

その上で、「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」（令和元年 12 月 19 日）において、民間医療機関の対応方針策定の促進のための方策の議論等については、「経済財政運営と改革の基本方針 2020（仮）」に向けた工程表の具体化を図ることとしており、2020 年度から 2025 年までの具体的な進め方については、状況把握の結果を踏まえ、また、地方自治体の意見も踏まえながら、厚生労働省において整理の上、改めて通知する。

「経済財政運営を改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）」〔抜粋〕
適切な基準を新たに設定した上で原則として 2019 年度中（※）に対応方針の見直しを求める。

※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも 2020 年秋ごろまで。

「第 13 回経済財政諮問会議（令和元年 12 月 5 日）議事要旨より」

○加藤厚生労働大臣の発言（抜粋）

地域医療構想は、今回、公表を踏まえた公立・公的医療機関の着実な改革が重要で、進捗状況を逐次把握しながら、必要な支援を行いたい。また、民間の医療機関の議論についても進めていく必要がある。公立・公的の医療機関に行った機能に焦点を当てた分析と同じように、今年度できるだけ早期に、民間の特性に応じた、新たな観点を加えた分析の検討を行いたい。また、ダウンサイジング支援の追加的方策の検討や総合確保基金のメリハリ付けも実施をしていきたい。

今後、地方自治体と意見交換を深めながら、来年の骨太方針の策定時期を目途に、2025 年までの地域医療構想全体を、より具体的にどう実行していくのか、そのための工程表を作成していきたい。

3 留意事項

国通知参照

4 地域医療構想調整会議の運営について

国通知参照